

木更津市伊豆島地先における森林法の違反行為について

令和5年7月11日

千葉県農林水産部森林課

電話：043-223-2955

千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（以下、「条例」という。）第17条第1項の規定により下記事項について公表する。

木更津市伊豆島地先において、行為者は、森林法（以下、「法」という。）第10条の2の規定による許可を得ず、無許可で土地の形質変更を行い、事業区域外へ土砂等を流出させた。

このため県では、行為者に対し、行為の中止及び復旧措置を求める行政指導を行ったが、行為者はこれらに従わないため、県は、令和4年12月27日付けで法第10条の3の規定による中止を命じた。

その後も、行為者は、中止命令に応じず復旧措置が行われないことから、同条の規定による復旧を命じた。

1 命令を受けた者

住所：千葉県木更津市伊豆島1118

氏名：環球貿易株式会社 代表取締役 常田 瑛仁

2 命令に係る林地開発区域の所在場所

木更津市伊豆島字田高作1123番1 ほか

3 法第10条の3の規定による復旧を命令した日

令和5年7月11日